

安 全 報 告 書

2 0 2 5 年 9 月

(株) 大阪港トランスポートシステム

1 はじめに

皆様方には、日頃より当社の鉄道事業にご理解とご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は大阪市高速電気軌道第4号線（中央線）大阪港駅～コスモスクエア駅間、大阪市中量軌道南港ポートタウン線（ニュートラム）コスモスクエア駅～トレードセンター前駅間においては、当社が第三種鉄道事業者として鉄道線路を保有し、列車の運行及び線路の保守管理は第二種鉄道事業者である大阪市高速電気軌道㈱が行っております。また、大阪市高速電気軌道第4号線（中央線）コスモスクエア駅～夢洲駅間においては、当社が第一種鉄道事業者として鉄道施設を保有し、列車の運行及び施設の保守管理は第二種鉄道事業者である大阪市高速電気軌道㈱が行っており、管理状況の定期及び適宜報告を受けることにより管理しております。

このために大阪市高速電気軌道㈱と緊密な連携を図り、安全、快適な輸送を目指すとともに、会社の健全経営に努め、大阪市の臨海部と都心部との鉄道ネットワークを形成し、咲洲・夢洲地区はもとより大阪都市圏の活性化に寄与することを鉄道事業の目的としています。

事業運営は、安全第一の意識をもって事業活動を進め、法令の遵守とともに安全輸送の確保に努めております。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや実態について、自ら振り返るとともに、皆様に広くご理解いただくために毎年公表するものです。

皆様からの声も反映しながら輸送の安全性の向上に努めたいと考えておりますので、ご意見を頂戴できれば幸いです。

(株) 大阪港トランスポートシステム
代表取締役社長 美濃出 宏人

[参考]

- | | |
|---------|---|
| 第一種鉄道事業 | 他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業であって、第二種鉄道事業以外のものをいいます。 |
| 第二種鉄道事業 | 他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいいます。 |
| 第三種鉄道事業 | 鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもって敷設する事業及び鉄道線路を敷設して、当該鉄道線路を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいいます。 |

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当社の鉄道事業における経営理念の第一は、安全の確保です。そのための基本的な方針を次のように定めています。

社長は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、当社が建設及び保有する鉄道施設、車両並びに役員及び社員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項の規定によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

(2) 安全に係る行動規範

当社では、社長以下社員全員が輸送の安全確保を図るため、次の安全に係る行動規範を遵守します。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 法令等を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- ⑤ 事故、事故の恐れのある事態、自然災害、テロ、感染症等その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

(3) 安全目標

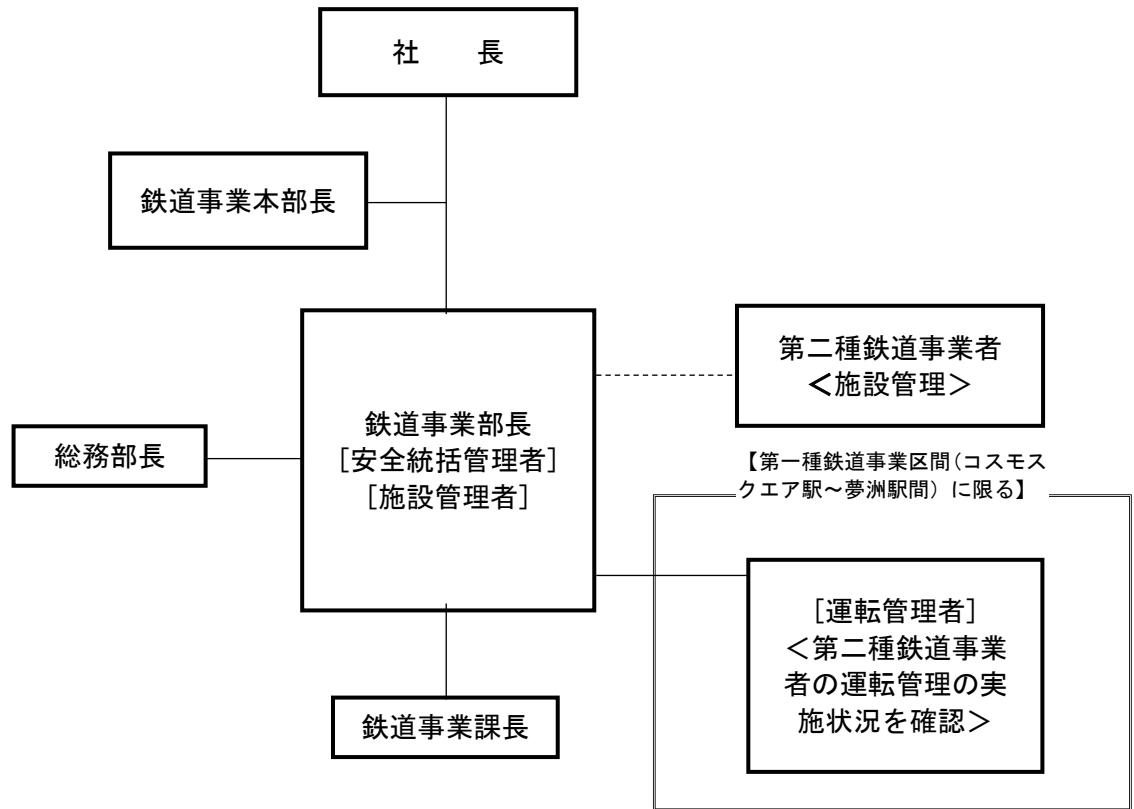
当社では、平成9年の営業開始以来、無事故を継続しております。今後ともこの継続に向けて取組んでまいります。

3 安全に関する状況について

令和6年度中に、第一種鉄道事業者及び第三種鉄道事業者として報告すべき、当社が関わる鉄道事故等は発生しておりません。

4 安全管理体制と方法

(1) 安全の確保に関する管理体制および責務



※第二種鉄道事業者：大阪市高速電気軌道(株)

各責任者の責務

- | | |
|---------|--|
| 社長 | ： 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。 |
| 鉄道事業本部長 | ： 社長を補佐し、社内の鉄道事業全体を統括する。 |
| 鉄道事業部長 | ： 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。 |
| 総務部長 | ： 輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。 |
| 運転管理者 | ： 第一種鉄道事業区間（コスモスクエア～夢洲間）における運転に関する事項を統括する。 |

(2) 安全管理方法

当社が所有する鉄道施設の保守管理及び運行管理については、鉄道施設使用協定等に基づき、大阪市高速電気軌道(株)が行い、その実施状況について定期及び適宜報告を受けることとなっております。

5 安全確保のための取組み

(1) 第二種鉄道事業者（大阪市高速電気軌道㈱）との連携

大阪市高速電気軌道㈱と定期及び適宜連絡を行い、施設保守検査及び運転状況報告を受けることにより管理情報等の共有を図っております。

(2) 緊急時の対応体制の確立

緊急時の連絡体制を常に整備し、大阪市高速電気軌道㈱等、関係先との連携を図れる体制といたしております。

6 お問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについての、ご意見・ご要望は下記にご連絡ください。

(株) 大阪港トランスポートシステム 鉄道事業部

住 所 〒559—0031 大阪市住之江区南港東4—10—108

TEL 06—6569—7182

FAX 06—6569—7183

(月～金 9：00～17：30)